

## 風水害被害による 市税・保険料等の 減免について

平成29年9月の台風第18号の災害により居住している住宅等に著しい損害を受けた納税者への税・保険料負担を軽減するため、市税、国民健康保険税、固定資産税、介護保険料等の減免を行います。

### 個人市民税の減免

#### ▼減免対象者

り災証明書（交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上の損害を受けている方（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）で、災害のあった日以降の市民税の納期の納税義務者

※合計所得金額が1,000万円を超える場合は減免の対象になりません。

#### ▼減免の対象額

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以降に納期限が来るもの

#### ▼申請手続き

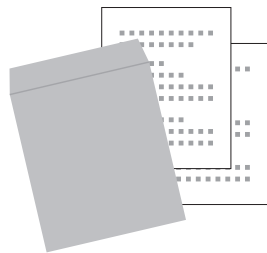
家屋の損害での減免の対象者には手続きのご案内および申請書を送付します。た

だし、家財の損害で減免申請を希望する方については、ご相談ください。

#### ▼問い合わせ先

税務課 課税班  
☎82・4111

（内線126・127）



### 固定資産税・ 都市計画税の減免

#### ▼減免対象者

り災証明書（交付を受けた方で、建物被害の程度が「床上浸水・半壊」以上と判定された家屋の納税義務者または、り災証明書の交付を受けていないが、土地の流出等の被害や浸水被害による償却資産に損壊を受けた納税義務者

#### ▼減免の対象額

災害を受けた日以降に納期限の到来するもの

#### ▼減免の対象

固定資産課税台帳に登録のある土地、家屋、償却資産（被害を受けた資産に限る。）

#### ▼減免割合

損害の程度に応じた割合

#### ▼申請手続き

申請時に聞き取りが必要で

すので、税務課窓口で減免申請の続きをお願いいたします。持参するもの

#### ▼問い合わせ先

印鑑、身分証明書、り災証明書、り災証明書の交付がない場合は被害状況が分かるもの（写真等）、課税明細書

#### ▼問い合わせ先

税務課 資産税班  
☎82・4111

（内線128・129・130）

### 国民健康保険税の減免

#### ▼減免対象者

①り災証明書（交付を受けた方で、被害調査に基づき、居住する家屋が半壊以上の損害を受けている方または所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上の損害を受けている方（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）

②災害により、著しく価値を減じた固定資産を所有する者（固定資産税・都市計画税の減免）

※①と②を比べ、最も大きくなる率を乗じて得た額を減免します。

#### ▼減免の対象額

平成29年度分の税額のうち、災害を受けた日以降に納期限が来るもの

#### ▼申請手続き

減免の対象者に手続きのご案内および申請書を送付します。①の対象者のみ

#### ▼申請手続き

減免の対象者に手続きのご案内および申請書を送付します。①の対象者のみ

#### ▼申請手続き

減免の対象者に手続きのご案内および申請書を送付します。①の対象者のみ

問い合わせ先  
健康推進課 国保年金班  
☎82・4111

### 後期高齢者医療保険料の減免

#### ▼減免対象者

所有する家屋が被災し、り災証明書の交付を受けた方で、被害調査に基づき、床上浸水以上と判定された被保険者については、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。

※減免判定対象者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は減免の対象になりません。

#### ▼減免の対象額

平成29年度9月～3月分、平成30年度4月～8月分の保険料額

#### ▼申請手続き

減免の対象者に手続きのご案内および申請書を送付します。

#### ▼申請手続き

減免の審査・判定は大分県後期高齢者医療広域連合が行います。

#### ▼問い合わせ先

健康推進課 国保年金班  
☎82・4111（内線137）

### 介護保険料の減免

#### ▼減免対象者

り災証明書の交付を受けた方で、住家の被害調査に基づき、居住する家屋が半壊

以上の損害を受けているまたは所有する家財（自家用車は除く）が10分の2以上の損害を受けている（ただし、保険金、損害保険金等により補填されるべき金額は、損害の金額から除かれます。）被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方。

※合計所得金額が1,000万円を超える場合は減免の対象になりません。

#### ▼減免の対象額

平成29年度分の保険料額のうち、災害を受けた日以降に納期限が来るもの

#### ▼申請手続き

減免の対象者に手続きのご案内および申請書を送付します。ただし、家財の損害で減免申請を希望する方については、ご相談ください。

#### ▼問い合わせ先

※利用料の減免申請についても同封します。

#### ▼問い合わせ先

長寿支援課 介護給付・高齢者支援班  
☎82・4111（内線105）

#### ▼問い合わせ先

介護給付・高齢者支援班  
☎82・4111（内線105）

